

2022年 9月 1日改訂
2003年 1月 8日制定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社と称し、英文では
Emergency Assistance Japan Co., Ltd. と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 疾病、災害、事故等に遭遇した人に対する医療機関の紹介、予約代行、医療通訳、医療搬送および医療機関に対する支払保証・立替払い等のサービス（医療アシスタンスサービス）の提供事業
- (2) セキュリティに関する情報提供、コンサルティングおよび緊急国外避難支援等のサービス（セキュリティアシスタンスサービス）の提供事業
- (3) 日本での治療を希望する外国人患者に対する医療滞在ビザの取得支援、受入医療機関の紹介、医療通訳、治療費の支払代行等のサービス（国際医療コーディネートサービス）の提供事業
- (4) 医療機関に対する医療通訳、医療費の請求代行、支払保証・立替払い、情報提供等のサービスの提供事業
- (5) 道路上における故障車・事故車等の救援、移動等のサービスの提供事業
- (6) 交通、宿泊、飲食、催し事等の予約代行ならびに物品購入、電話受付等の代行事業
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 電気通信事業法による届出電気通信事業
- (10) 前各号に付帯または関連する情報提供、支援およびコンサルティング事業
- (11) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,304,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

2. この定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

- 第12条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、各事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 4. 法令またはこの定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠または増員で就任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他、法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名し、本店にこれを保存する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第31条 監査等委員会は、全ての監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 前項の規定は監査等委員全員の同意がある場合に、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することを妨げない。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 剰余金の配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第13回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。